

小児かかりつけ医制度について

当院は「かかりつけ医院」としての施設基準を満たした診療所です。当院に4回以上の受診歴がある6歳未満のお子さんは、就学まで当院を「かかりつけ医院」として登録することができます。

<かかりつけ医院としての役割>

- 当院を受診された際、可能な限り迅速に診療・対応致します。
- 急性疾患の対応の仕方や慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種時期の指導を行います。
- 登録された患者さんからの電話等による問い合わせに対応します。
- 他医療機関への受診状況を把握し、適切な医療を提供します。
- 高度な医療が必要となった際は、適切な医療機関を紹介します。
- 抗菌薬適正使用のため抗生物質は必要な場合のみ処方します。

夜間及び休診日の診療については、下記にご相談下さい。

☆小児救急電話：「#8000」もしくは「052(962)9900」

☆江南厚生病院救急外来：「0587(51)3333」

☆誤飲事故全般：「072(727)2499」

診療所のかかりつけとしての登録

(当院で登録 他院から当院に変更 他院で登録)

※費用はかかりません。登録解除・変更することも可能です。

お子さんの名前

保護者名
